

会報

宮崎県建設業協会
機関誌

Monthly
Association
Construction
Industry
NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



出前講座

平成26年11月20日(木) 8:45~9:35

実施高校 宮崎工業高等学校 建築科

1年生 39名(うち女子10名) 教師 2名

講師 株式会社西條組 代表取締役 西條 隆雄 氏
(宮崎県建設業協会 理事、宮崎地区建設業協会 理事)

講座内容 建設業全般

2015.

7

No.489

目次 CONTENTS

●平成27年7月の行事予定	1
●県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（6月分）	2
●会員の異動状況・会員数推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成27年度第3回常務理事会を開催	3
2. 宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 東諸地区建設業協会、高岡土木事務所と防災訓練・BCP訓練を実施	7
4. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり事業）の実施状況について	7
●雇用改善コーナー	
1. 新規学校卒業予定者等の採用をはじめとする若者の活用促進に向けた取り組みについて	8
2. 「人材育成助成金」のご案内	9
3. 「職場意識改善助成金」のご案内	11
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	14
●技士会	
1. 監理技術者講習のお知らせ	16
2. 平成27年度土木施工管理技術検定試験1級実地試験準備講習会の開催のご案内	16
3. JCM特別セミナーのお知らせ	17
●建退共	
1. 工事現場における建退共現場標識（現場シール）について	18
2. 地区別の事務担当者研修会の開催について	18
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	19
●厚生年金基金	
事業概況（5月分）	19
●建災防	
1. 「足場の組立等の業務に係る特別教育」講習会の開催について	20
2. 「建設業職長等指導力向上教育セミナー」の開催について	20
3. 第52回全国建設業労働災害防止大会について	21
●火薬協会	
1. 平成26年度産業火薬類の製造中、消費中事故原因について	22
2. 火薬類取扱場所におけるテロ対策の強化について	23
3. 火薬類取扱保安責任者試験受験準備講習会の申し込み期限について	23
4. 火薬関係保安講習会の日程について	23
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	24
2. 中間前払金制度のご案内	25
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済保険加入促進に向けて！！	26
2. 育英奨学金（前期分）214名に給付	27

平成 27 年 7 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	水	第1回土木施工管理技士会技術委員会	宮崎労働局長安全衛生表彰式	
2	木	(公財)建設業福祉共済団全国事務担当者会議(東京)	建退共本部加入促進対策委員会(東京)	火薬知事試験願書締切
3	金		自由研削砥石の取替え等の業務に係る特別教育(清武)	
4	土			
5	日			
6	月	土木広報WG(福岡)		
7	火	第3回テレビCM広報WG	建築物の鉄骨組立て等作業主任者技能講習(8日まで清武)	
8	水			
9	木	県協会第4回常務理事会、県土整備部との意見交換会		
10	金	九州建設青年会議第1回役員会、意見交換会(福岡) 建設業福祉共済団「建設共済」加入促進説明会(日南) コンクリート関連技術者研修会	建退共事務担当者研修会(日南) 小型車両系建設機械(整地・掘削)運転特別教育(11日まで清武)	
11	土			
12	日	大淀川クリーンアップ2015		
13	月	全国建設業協会労働委員会(東京) 九州技士会総会(福岡)		
14	火	県協会と九州地方整備局との意見交換会(宮崎) 県協会労務費調査説明会、県業者研修会(都城) 日南・串間地区技術セミナー	熱中症予防指導員研修(清武)	
15	水		足場の点検実務者研修(清武)	
16	木		基金納入告知書発送	火薬類取扱保安責任者受験準備講習会(17日まで)
17	金	県協会青年部連合会小林大会(小林市)	ローラー運転業務特別教育(18日まで延岡)	
18	土			
19	日			
20	月	海の日	海の日	海の日
21	火	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(日南・串間) 地域人づくり事業集合研修(第8回建設業者研修)		
22	水	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(西臼杵) 二級土木施工管理試験講習会(24日まで)	ダイオキシン類特別教育(清武)	
23	木	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(延岡)		
24	金	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(日向)	車両系建設機械(整地・掘削)運転技能講習(25日まで清武)	
25	土			
26	日			
27	月	九建協第1回土木委員会(福岡)	基金第1回資産運用検討委員会(宮崎) 基金第1回代議員会(宮崎)	
28	火	九建協第1回建築委員会(福岡) 九地整営繕部との意見交換会(福岡) 県協会労務費調査説明会、県業者研修会(宮崎・東諸) 監理技術者講習会	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(30日まで延岡)	
29	水	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(小林) 宮崎県道路利用者協議会(宮崎) 二級土木施工管理試験講習会(31日まで)		
30	木	県協会労務費調査説明会、県業者研修会(西都・高鍋)		
31	金	国政・県政に対するヒアリング	高所作業車運転技能講習(8/1まで清武)	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（6月分）

【会員専用】

項	目	所 管	形 式
1	平成27年度公共工事設計労務単価データ（宮崎県並びに九州各県）を更新いたしました。		

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID 及びパスワードが必要となります。
当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

会員の異動状況

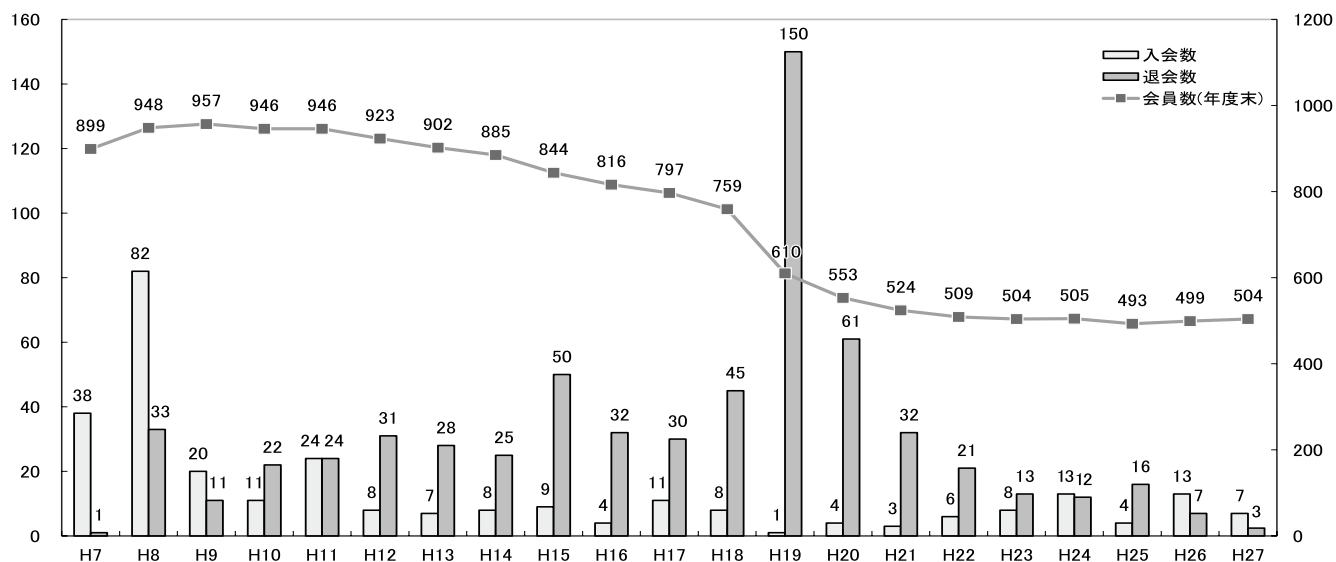
【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	佐多エンジニアリング(株)	商 号	(株) 佐 多 技 建	佐多エンジニアリング(株)
小 林	(株) 楠 田 興 業	代表者	田 原 剛	楠 田 義 秀
日 向	宮 前 建 設 (株)	代表者	宮 前 隆 之	萱 野 秀 三

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
東 諸	(株) 北 辰 建 設	祝 園 武 洋
延 岡	(株) 藤 本 組	藤 本 真 尚

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	7
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	3
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	503

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退（68社脱退）、H27はH27.6.26現在

宮崎県建設業協会

1. 平成27年度第3回常務理事会を開催

平成27年6月10日（水）午後2時00分、建設会館2階「委員会室」において、樫村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告して開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「本県選出の国会議員との意見交換が無事に終わり、各常務理事にはお礼を申し上げる。意見・要望は伝わったと考える。昨日は全国建産連総会に出席するため上京したが、議員会館を訪ねてお礼を申し上げた。今後も陳情・要望活動を続けたいので、ご協力をお願いしたい。

各地区協会にお願いした改正品確法に係る県の出先及び市町村への要望活動も、順調に行われたようでありお礼を申し上げる。」と挨拶を述べ、議事に移った。議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第3回 常務理事会

議題1 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料1に基づき、県土整備部の出席者及び県の説明事項について報告した。

意見交換会では、河川講習会について、工事現場の金額看板について、地域企業育成型の防災協定評価について等を提案することが承認された。

議題2 公共工事労務費調査説明会について

大谷総務課長が資料2に基づき、本年度も県の建設業者研修会に合わせて公共工事労務費調査説明会を開催するかを諮り、開催することが承認された。

議題3 平成28年度国・県に対する要望について

樫村事務局長が資料3に基づき、自民党県連から国政・県政に対する要望書提出依頼があったことを報告し、要望書を提出することが承認された。要望事項（案）に、「担い手の確保・育成」を追加し、肉付けしたものを7月の常務理事会に諮ることが承認された。

議題4 建設産業支援緊急助成事業（1／2助成）について

大谷総務課長が資料4に基づき、西日本建設業保証㈱の助成金事業について、県協会が1件、地区協会が3件申請し、いずれも保証会社の内諾を受けたことを報告した。

助成金枠の残りが300万円程あるので、各地区協会から追加の申し込みがあれば、締め切りを設けて受け付けることが承認された。

議題5 宮崎県総合防災訓練について

樫村事務局長が資料5に基づき、6月2日と3日に開催された第2回個別会議の結果について報告した。

8月30日の当日は、日南地区協会と串間市協会は道路啓開作業に参加し、都城地区協会は訓練会場が確保できないため、衛星携帯電話による情報伝達訓練を行うことを確認し、承認された。

宮建協

議題6 品確法等の効果検証に係るアンケートについて

桎村事務局長が資料6に基づき、全建から品確法等の効果検証に係るアンケート調査への協力依頼があったことを報告し、協力することが承認された。

アンケート調査を依頼する会社の選定は、各地区協会事務局と相談しリストアップすることが承認された。

議題7 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムについて

桎村事務局長が資料7に基づき、本県の公共職業訓練校と認定職業訓練校は、コンソーシアムの目的に沿った型枠工・鉄筋工を育成する訓練科目がないこと、型枠工と鉄筋工の育成は、それぞれ専門の業界団体が活動しているため、本会がコンソーシアムの中心になる理由がないことを報告し、(一財)建設業振興基金が主導するコンソーシアムの予備調査は行わないことが承認された。

議題8 その他

(1) 地域人づくり事業について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、研修者の状況、集合研修の実施状況、及び平成27年度委託料について報告した。

(2) 委員会(農業土木委員会・国土交通委員会)の開催報告について

淵上農業土木委員会委員長が、5月22日に開催された委員会の結果を報告した。農業技術連盟への賛助会員加盟について、協力の依頼があった。

河野国土交通委員会委員長が、6月8日に開催された委員会の結果を報告した。国土交通委員会による延岡河川国道事務所との意見交換会への参加提案が報告された。

(3) テレビCMワーキンググループ報告について

竹尾副会長が資料に基づき、5月21日(木)に開催されたTVCMワーキンググループについて報告した。

(4) その他-1

桎村事務局長が資料に基づき、次について情報提供を行った。

- ①平成27年度建築物石綿含有建材調査者講習について
- ②九州地域活性化シンポジウムについて
- ③新規学校卒業予定者等の採用をはじめとする若者の活用促進に向けた取り組みについて

(5) その他-2

マイナンバー制度は、九州建設業協会からも、セキュリティを完璧にしてから実施するよう働き掛けていただきたいとの意見があった。

議題9 8月常務理事会開催日について

議長が、8月の常務理事会を8月7日(金)に開催することを提案し、承認された。

2. 第3回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成27年6月10日（水）午後4時00分、宮崎県建設会館5階「会議室」において、第3回目の意見交換会が開催された。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：佐野部参事兼課長、井上課長補佐
老岐主幹、一井主査、金田主事
津田主幹、川野主査

技術企画課：木下課長、石井課長補佐
桑畑主幹、否笠主幹、浜川主幹
春田主査

◇公共三部共管

工事検査課：甲斐課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・竹尾副会長
後藤・小野・堀之内・淵上・藤元・
河野（孝）・甲斐常務理事

事 務 局：坂元相談役、樫村常務理事兼事務局長
大谷・林田・菊池課長

【山崎会長挨拶】

まずは、本日の意見交換会のお礼を申し上げる。6月2日に地元選出の国会議員に要望活動を行い、九州建設業協会共通の要望と本県は東九州自動車道の早期開通をお願いした。6月1日の財政政策諮問会議において、公共事業予算は、今後5年間6兆円が維持されることになったようである。県としても、東九州自動車道や津波災害等の予算獲得にご尽力いただきたい。

担い手三法がスタートし、本会としても、商業や“地域のまち医者プロジェクト”等の事業を通して頑張るので支援をお願いしたい。

現在、工事発注が少ないので早く対応していただきたい。



山崎会長挨拶

【佐野部参事兼管理課長挨拶】

梅雨入りして大雨警報が出されており被害が懸念されるが、協会には様々な災害に対応していただき感謝を申し上げる。

入札制度監視委員会が開催され、平成26年度の入札結果や個別の事業について報告したが、一般の方の意見や質問を行政に活かすことも必要である。

12日からの6月県議会において補正予算が審議されるため、本日は予算案の概要と平成28・29年度の入札参加資格について説明をさせていただきたい。



佐野部参事兼管理課長挨拶

◆県からの情報提供について（説明順）

（1）平成27年度予算（肉付け後）の概要について（佐野管理課長）

- ・国の交付金を活用した施設整備事業が減少し、普通建設事業費は875億円となり、対前年比100億円の減少。
- ・公共事業費は891億円で、対前年比20億円の減少。

（1）平成28・29年度の入札参加資格について（佐野管理課長）

- ・認定要件に雇用保険加入を追加。
- ・技術等評価数値の評価項目に、35歳以下の若年者の雇用状況を追加。
- ・発注標準額は変更しない。

◆意見交換

本会→看板の金額については、7月の技士会で意見を纏め、常務理事会に報告する予定である。

河川の講習会は、入札のことを考えると全員受けさせないといけないため、業者にとって非常に負担が大きい。河川課に実施回数や参加回数の検討をお願いした。

宮建協

地域企業育成型の防災協定は、B・Cクラスは協会会員になることのメリットがない。

本会→地域維持型契約は、第一四半期経過後に意見を整理したい。

農業土木委員会から、パイプライン工事を土木一式工事として認めてもらいたいとの意見がある。国土交通委員会が、6月に宮崎河川国道事務所と延岡河川国道事務所と意見交換会を行う。7月は常務理事会が九州地方整備局と意見交換会を行う。

本会→入札参加資格の35歳以下の評価について、中山間地域はその年齢で帰ってくる人材が少ない。帰ってきた人に対する優しい制度が必要である。

本会→各地区の意見を纏めたい。

県→技術者に限定しないのは、雇用全体としてみたものであり、最低限の点数をつけた。平成28・29年度の入札参加資格で行いたい。今後、アイデアをいただきたい。

本会→社会保険未加入問題は、さらに対応が厳しくなるが、本県の対応は如何か。

県→専門工事業団体からは、早急に国レベルの対応で社会保険をお願いしたいとの要請がある。個別にみると温度差があるため、意見交換により全体的な方向性を出したい。

本会→入札参加資格について、若年者の雇用を評価したら若手の奪い合いが懸念される。時期早尚ではないか。パイプライン工事実績を同種工事実績にすることについて、農政水産部から、この意見交換会の場で意見を出してもらいたいと言われたが如何か。

県→過去の意見交換の経緯から、若年者の雇用は技術的な見地からではなく、社会貢献から評価するものであり、評点を抑えている。パイプライン工事については、次回の意見交換で回答したい。

本会→総合評価の中で、VE提案を若年者技術者雇用に置き換えたら、若年者技術者を雇用した会社が落札する結果になった。若手の奪い合いが始まっている。

本会→発注の平準化については如何か。

県→ゼロ国債の方法もあるが、国・県・市を挙げて平準化を検討中である。発注見通しを情報交換しており、上半期中に実現したい。

本会→産業開発青年隊を、地方創生のひとつとして担い手認定機関とし、土木施工管理技士の受験資格にアドバンテージを付けるのは如何か。県外からの移住者も増えるのではないか。

県→認定機関にするための財源が必要であり、また、産業開発青年隊で九州や全国規模の人材育成が可能か等、参考意見として伺いたい。



県土整備部との第3回意見交換会

本会→国交省の情報では、高校2年生から学科試験が受験できる制度を作るようである。

本会→大手による高専や工業高校の卒業生の採用活動が活発化している。県はハローワークと緊密に連携していただきたい。

若年者採用のほかにも、定年延長の課題もある。厳しい経営のなか、高齢者対策も検討いただきたい。

県→いただいた意見は真摯に検討したい。また、新規採用の件は労働部局に確認したい。

以上、午後5時00分、意見交換会を終了した。

3. 東諸地区建設業協会、高岡土木事務所と防災訓練・BCP訓練を実施

平成27年6月5日(金)、巨大地震・津波を想定して、災害対策本部の運営や防災関係機関との相互連携を実践的に行い、初動対応を確立するとともに今後の課題を明らかにすることを目的として、高岡土木事務所管内において防災訓練が実施された。

震度7地震が発生後、最大高さ16mの津波が18分後に宮崎市内に到達。固定電話や携帯電話（携帯メールは利用可）などのライフラインが遮断された状況において、防災無線、携帯メール、衛星携帯電話による情報伝達訓練や土のう等による段差補修、大型土のう等による盛土路肩復旧等の応急復旧訓練が行われた。

当日は、訓練終了後、現場担当者が高岡土木事務所との反省会も実施され、携帯メールも電波の通じない地域もあることから情報伝達手段の検討や被災による通行止めも考えられ現場までのルート確認や搬路の確保をする必要がある等、訓練の成果が反映された意見が多く出され、今後の懸案事項として協議していくことで終了した。



防災訓練①



防災訓練②



防災訓練③

4. 建設業若年者入職促進・人材育成事業（地域人づくり）の実施状況について

(1) 研修者の状況

研修修了者 9人、研修継続中 4人

(2) 集合研修

第7回 4級建設業経理事務士特別研修：終了	第8回 建設業者研修
6月8日(月) 9時30分から17時 9日(火) 9時30分から16時30分 レガロホテル宮崎 1階 会議室	7月21日(火) 13時30分から16時30分 宮崎県建設会館 5階 会議室
(一財)建設業振興基金 登録講師 染野 光宏 氏	宮崎県県土整備部 管理課 建設業担当、 入札制度担当、技術評価担当 各担当者
簿記とは何か、大切さ、仕組みを学び、資格取得を目指す。 ①簿記とは何かを知る ②簿記の大切さ学ぶ ③複式簿記の仕組みを理解する	建設業における許可・入札審査・法令順守や資格取得など建設業に携わる上での基礎全般を学ぶ。 ①建設業法について ②入札・契約制度について ③品質確保及び総合評価落札方式について
参加者 3人	参加者 3人(予定)



4級建設業経理事務士特別研修の様子

雇用改善コーナー

1. 新規学校卒業予定者等の採用をはじめとする若者の活用促進に向けた取り組みについて

一般社団法人 宮崎県建設業協会
会 長 山 崎 司
(公印省略)

宮崎県知事、宮崎県教育長、宮崎県労働局長の連名により、新規学校卒業予定者等の採用などについての要請がありました。

会員企業におかれましては、要請の趣旨を十分ご理解いただき、積極的に若者の採用、育成に努めていただくようお願いいたします。

一般社団法人宮崎県建設業協会
会長 山崎 司 様

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県教育長 飛田

宮崎労働局長 佐藤 俊彦

平成27年6月4日



新規学校卒業予定者等の採用をはじめとする若者の活躍促進に向けた取り組みについて (お願い)

新規学校卒業予定者等の就職に係る取組については、平素より御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の雇用情勢につきましては、平成27年4月の有効求人倍率が0.99倍と13か月連続で0.9倍台を維持するなど着実に改善しており、平成27年3月卒高校・大学等新卒者内定率はともに過去最高となったところです。このことは、経済団体をはじめとして、県内の多くの企業や事業所の皆さまの御理解・御協力の賜物と深く感謝しております。

地域を支える貴重な存在である若者の雇用のありようは、地域経済はもちろん、人口動態等にも影響を与え、地域の持続可能性をも左右する重要な問題です。

雇用情勢が改善している今をチャンスととらえ、宮崎における若者の県外流出や早期離職等の構造的な雇用面の課題に地域が一体となってチャレンジしていくことが必要となります。

新規学校卒業予定者をはじめとする若者が、「宮崎で働いてみたい」、「宮崎で働き続けたい」、「宮崎に戻ってきてよかった」などと思える環境づくりに向けて、別添の事項について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、関係団体の皆様及び事業主の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

文書取扱

宮崎県商工観光労働部労働政策課
宮崎県教育庁学校政策課
宮崎労働局職業安定部職業安定課

(別添)

新規学校卒業予定者等の採用をはじめとする若者の活躍促進に向けた要請事項

1. 新規学校卒業予定者等の積極的な採用について

- (1) 1人でも多くの新規学校卒業予定者が宮崎の求人に関心を持ち、希望する職業に就くことができるよう、引き続き早期の求人提出及び求人枠の拡大をお願いします。
- (2) 大学や高等学校等卒業後3年以内の既卒者について、新規学卒枠での応募受付を行っていただくをお願いします。
- (3) 新規大学等卒業予定者の就職・採用活動開始時期の後ろ倒しについて、引き続きご理解と関係者への周知をお願いします。

2. 若者の人材育成の推進について

- (1) 若者が働くことを通じて成長し、明日の宮崎の未来を支える人材となっていくよう、就職段階やその後の各段階において企業内での人材育成の推進をお願いします。
- (2) 企業内での人材育成等を事業主が行った場合に支給される助成金等の各種支援策について、周知をお願いします。
- (3) 現在、宮崎県教育委員会と宮崎労働局により取組を推進している学校での職業講話実施などによるキャリア教育について、ご理解とご協力をお願いします。

3. 宮崎の働く場の魅力向上と見える化について

- (1) 新規学校卒業予定者をはじめとする若者に対して、宮崎の働く場の魅力を向上させるべく、引き続き正社員就職・正社員転換実現、雇用管理改善などの取組についてご協力をお願いします。
- (2) 中小企業も含めた企業の魅力をアピールできる各種取組（「若者応援宣言事業」、「子育てサポート企業認定（くるみん認定）」、「宮崎県仕事と家庭の両立応援宣言」など）について、ご理解と積極的な活用をお願いします。

4. 宮崎県、宮崎労働局等が実施する各種若者応援施策の周知について

- (1) 宮崎県と宮崎労働局が若者の就職応援のための一体的実施事業として展開している「みやざきJOBパーク+」について、関係者への周知にご協力をお願いします。
- (2) 今年度も新規学校卒業予定者をはじめとする若者が集まる就職面接会等の開催を検討しておりますので、企業の積極的な参加や周知にご協力をお願いします。
- (3) 宮崎県と宮崎労働局では、「UIターン就職」の推進に向けた取組を強化していくこととしております。

そのため「UIターン就職」の推進に向けた気運醸成、UIターン就職希望者の希望を踏まえた雇用の場の創出など、各種取組へのご理解、周知にご協力をお願いします。

以上

2. 「人材育成助成金」のご案内

企業内人材育成推進助成金

※ 平成27年度から創設

計画的に人材育成を推進するための制度を導入・実施した事業主、事業主団体に助成します。

助成対象		制度導入助成額	実施・育成助成額 (一人あたりの額)
① 個別企業助成コース ①～③の人材育成制度を就業規則等に規定して導入し、従業員に実施した事業主に、一定額を助成			
① 教育訓練・職業能力評価制度	従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	50万円(25万円)	5万円(2.5万円)
② キャリア・コンサルティング制度	従業員にキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用しつつ行う制度	30万円(15万円)	5万円(2.5万円)
	従業員をキャリア・コンサルタントとして育成した場合に加算	—	15万円(7.5万円)
③ 技能検定合格報奨金制度	技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度	20万円(10万円)	5万円(2.5万円)
② 事業主団体助成コース 従業員に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主（団体の構成員である事業主）を支援する事業主団体に、構成事業主が3事業主以上、かつ従業員合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を助成		支援に要した費用の2/3 上限額500万円	

※ () 額は大企業の額。実施・育成助成は10人まで

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

キャリアアップ助成金

※ 平成27年度から「育児休業中訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額	※()額は大企業の額													
人材育成 コース	有期契約労働者等下記の訓練を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：1人当たりの訓練時間数に応じた次の額														
	◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学）	<table><tr><th>訓練の種類 訓練時間数</th><th>一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練</th><th>中長期的 キャリア形成訓練</th></tr><tr><td>100h未満</td><td>10万円(7万円)</td><td>15万円(10万円)</td></tr><tr><td>100h以上200h未満</td><td>20万円(15万円)</td><td>30万円(20万円)</td></tr><tr><td>200h以上</td><td>30万円(20万円)</td><td>50万円(30万円)</td></tr></table>	訓練の種類 訓練時間数	一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練	100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)	100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)		
	訓練の種類 訓練時間数		一般職業訓練 有期実習型訓練 育児休業中訓練	中長期的 キャリア形成訓練												
	100h未満		10万円(7万円)	15万円(10万円)												
	100h以上200h未満		20万円(15万円)	30万円(20万円)												
200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)														
◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6か月の職業訓練）																
◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））																
◆育児休業中訓練（育児休業中の労働者の自発的な申し出により実施する教育訓練機関等における座学）	◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり800円(700円) ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円															
		詳しくは、 ハローワーク 、 都道府県労働局 へ														

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用改善

キャリア形成促進助成金

※ 平成27年度から下線部を新設・拡充

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
① ものづくり人材育成訓練【新設】	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ・事業主団体等連携型訓練(事業主団体等と企業が連携して実施する訓練) ・企業連携型訓練(複数の企業が連携して実施する訓練) ・企業単独型訓練(企業が単独で実施する訓練)	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容			助成額※()額は大企業の額
② 政策課題対応型訓練			
① 成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)
② グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	
③ 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
④ 熟練技能育成・承継コース	大企業 【拡充】 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑤ 若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	
⑥ 育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2)【助成率拡充】 賃金助成：1h当たり800円(400円)
⑦ 認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①の企業単独型訓練を除く)	経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円 OJT実施助成(⑦) ：1h当たり600円
⑧ 自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

助成内容			助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練【拡充】	経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

- ※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、①、②①～⑥は15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、②⑦、⑧、③は7万円～20万円。また、事業主団体等に対する支給限度額について、①、④は1団体当たり500万円。
- ※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、①または②⑦の場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。
- ※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
- ※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2、大企業：賃金400円(1h)・経費1/3)

詳しくは、ハローワーク、都道府県労働局へ

雇用関係助成金

検索

3. 「職場意識改善助成金」のご案内

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に
取り組む中小企業事業主を支援します



- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

上限額を100万円に引き上げました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車
リフトなど) (注:成果目標をいずれも達成した場合
のみ、支給対象となります。)

などの
導入・更新

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、下の表のとおりです。

成果目標の達成状況	a、bともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の
事業場規模10人未満の中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (所定労働時間短縮コース)

「労働時間等の設定の改善」※による所定労働時間の短縮を支援します



- 社員のワーク・ライフ・バランスを推進したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい

所定労働時間の短縮でワーク・ライフ・バランスを推進!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- | | | |
|---|--|----------------|
| ○ 労務管理担当者に対する研修 | ○ 労務管理用ソフトウェア | } などの
導入・更新 |
| ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 | ○ 労務管理用機器 | |
| ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士
など) | ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) | |
| ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(所定労働時間に関する規定の整備など) | ○ テレワーク用通信機器 | |
| | ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等
(小売業のPOS装置、飲食店の自動食器
洗い乾燥機など) | |

(※)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、**週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とすること。**

3. 事業実施期間

事業実施期間中(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)に取組を実施してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

補助率	3/4
上限額	50万円



厚生労働省・都道府県労働局

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」※及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

サテライトオフィスで行うテレワークも対象に加わりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- テレワーク用通信機器の導入・運用(※)
(例)web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 保守サポート料、通信費
- 労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発
- クラウドサービス使用料
- 外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間(事業実施承認の日から平成28年2月15日まで)で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は上限額(※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	6万円	4万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、従業員100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり10万円の機器を導入する場合、
所要額 10万円×5人 = 50万円
→ 6万円×5人 = 30万円を助成
※目標未達成の場合は、
4万円×5人 = 20万円を助成



厚生労働省・都道府県労働局

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書 類 名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算 式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計 算 式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算 式	請負額 × 出来高率 × 90%《担保掛目》－ 受領済
-----	-----------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成27年度の監理技術者講習は、下記のとおり、あと2回計画しております。講習の有効期間は講習修了日から5か年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	場 所
平成27年 7月28日（火）	宮崎県建設会館
平成27年 11月12日（木）	宮崎県建設会館

※受講申込みは、講習実施日にかかわらず、随時受け付けます。

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 （TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事（土木）を施工する場合は、監理技術者を工事現場に配置しなければなりません。

監理技術者として公共工事に携わる方は、現行の建設業法では監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が必要です。

2. 平成27年度 土木施工管理技術検定試験 1級実地試験 受験準備講習会の開催ご案内

7月5日に実施された1級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果は如何だったでしょうか。実地試験日は、10月4日（日）となっており、受験準備を急ぎましょう。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは、資格取得目指し頑張ってください。昨年、学科試験のみに合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1級 実地講習（4日間を2回に分けて開催）	
日 程	平成27年9月2日（水）～ 3日（木）
	平成27年9月9日（水）～ 10日（木）
受講金額	会員：25,000円・非会員：29,000円（テキスト代は別）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）

3. 「JCM特別セミナー」のお知らせ (CPDS認定講習7ユニット)

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント㈱の降旗達生氏で、今回のテーマは「建設現場の品質と生産性改善」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー(演習タイプの講習会)から行うことができます。

- ※ グループに分かれて行う少人数演習タイプです。
- ※ 工事現場の問題点の発見手法、現場改善ツールとしての5S、工程管理手法、施工管理のレベルアップ手法など具体的に学習します。
- ※ 本講習会の受講で7ユニット(学習履歴)を取得できます。



昨年の講習会

日時・場所	講習名	定員	講師
平成27年8月21日(金) 9:30～17:00 宮崎県建設会館	建設現場の品質と生産性 改善セミナー	48名	ハタコンサルタント㈱ 降旗 達生 氏
受講料 (テキスト代込)	宮崎県土木施工管理技士会 会員及び賛助会員	一般(非技士会課員)	
	5,000円	20,000円	

お申込み方法： **全国土木施工管理技士会連合会ホームページ** からお申し込み下さい。

建退共

1. 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（現場シール）について

建退共の『現場標識（シール）』（黄色い台紙、裏面はノリ付き）は、工事現場が建退共制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示すため、現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に掲示してください。

特に、公共工事を受注した場合は、工事施工体制の検査等の際に現場標識（シール）の掲示の有無を確認されます。建退共制度の加入促進、周知徹底を図るためでもありますので、必ず掲示していただくようお願いします。

現場標識（シール）は、各地区の建設業協会（宮崎地区は除く。日南地区、串間市は会員のみ。）、又は建退共宮崎県支部において、無料で配布しておりますので、必要枚数を申し出てください。

「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）見本

※ サイズがA 3とA 4の2種類あります。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名

発 注 者 名

事 業 所 名

契 約 者 番 号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建退共 宮崎県支部

〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3階 ☎ 0985(20)8867

2. 地区別の事務担当者研修会を開催します

建退共に参加していただいている事業所の事務担当者を対象に、各種手続きなどを説明する研修会を開催します(3年間で県内を一巡)。

手続きに必要な用紙、50周年記念品の配布や、建設共済保険（建設業福祉共済団）の説明などを行いますので、是非ご参加ください。

※ 開催地区

高鍋地区	6月25日（木）開催済み
日南地区	7月10日（金）南郷ハートフルセンター
西臼杵地区	8月5日（水）高千穂地区建設業協会
宮崎地区	8月19日（水）J A・A Z Mホール
東諸地区	8月27日（木）高岡地区農村環境改善センター

※ 開催する地区の契約事業所へは、ハガキで直接ご案内をします。

※ 開催地区外の契約事業所もご参加いただけます。

建設人を支えて50年 未来へ

昭和39年（前回の東京オリンピックの開催年）に創設された建設業退職金共済（建退共）制度は、昨年50周年を迎えました。

今年の6月15日から、退職金をゆうちょ銀行で受け取ることができるようになりました。

また、来年（平成28年）の4月1日からは、退職金の予定運用利回りがアップされるなど、制度の一部が変更される予定です。

※ 詳しくは、宮崎県支部にお問い合わせください。

なお、事務担当者研修会でも説明します。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数
4月末計	社 2,802	名 48,788
加 入	5	92
脱 退	1	98
5月末計	2,806	48,782

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (4月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 418,133	件 47,311	千円 28,779,557	千円 113,969,974
当 月 分	857	105	87,469	38,971
27 年度分	1,350	188	158,299	38,971
制 度 創 設 累 計	419,483	47,499	28,937,856	114,008,945

厚生年金基金

事業概況（5月分）

1. 適 用

（平成27年5月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
290	3,401	526	3,927

2. 給 付

（1）老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成27年度）

（金額：円）

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	74	30,598,100	108	44,253,200
	失 権 者	14	2,589,800	30	6,364,500
選択一時金		1	639,600	3	2,484,800
脱退一時金 (企業年金連合会移換を含む)		18	2,849,800	26	4,377,600
遺族一時金		1	955,000	1	955,000

（2）年金受給権者数

（金額：円）

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,309	1,430,273,000	6,151	1,343,516,300	66	36,303,700	92	50,453,000

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	18,537,768,263 円
----------	------------------

建災防

1. 「足場の組立等の業務に係る特別教育」講習会の開催について

労働安全衛生規則の改正により、「足場の組立て、解体、変更の作業を行う作業者に対して、特別教育を行わなければならない」ことになりましたが、当支部ではこの特別教育を下記により行いますのでお知らせいたします。

開 催 日	開 催 場 所
平成 27 年 8 月 18 日（火）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 - 1）
平成 27 年 9 月 1 日（火）	延岡建設会館（延岡市愛宕町 2 - 32）
平成 27 年 9 月 30 日（水）	高千穂建設会館（高千穂町三田井 86 - 2）
平成 27 年 10 月 14 日（水）	延岡建設会館（延岡市愛宕町 2 - 32）
平成 27 年 10 月 27 日（火）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 - 1）
平成 27 年 11 月 20 日（金）	宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 - 1）

※ 受講案内・受講申込書は、会員事業場には送付してあります。また、当支部のホームページからもダウンロードできます。

2. 「建設業職長等指導力向上教育セミナー」の開催について

建設業においては、技能労働者等の不足が顕著になっており、これらの人材不足に対応した労働災害防止対策として、作業方法や部下の教育・指導など、職長等が建設現場の安全衛生管理に果たす役割は大きなものとなっています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では委託事業として「建設業職長等指導力向上事業」を実施することとし、全国各地でセミナーを開催しています。本県では下記により開催されますのでこの機会に受講されますようご案内いたします。

- 1 受講対象者 職長として職務に就いて概ね5年以上経過した方、又はそれに準じた方
- 2 受 講 料 無料（厚生労働省の委託事業ですので、受講料、テキスト代等は無料です。）
- 3 開 催 日 平成27年9月1日（火）（受講時間 5時間40分）
- 4 開 催 場 所 宮崎県建設会館 5階会議室（宮崎市橘通東2-9-19）

※ 建災防 宮崎県支部では、受講申込みの受付は行っておりませんので、受講希望の方は、下記の実施機関まで直接お問い合わせ下さい。

（株）建設産業振興センター 職長セミナー事務局 TEL 03 (5408) 1881

3. 第52回 全国建設業労働災害防止大会について

第52回全国建設業労働災害防止大会が、9月10日（木）、11日（金）に大阪市で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、大会参加券（7,500円）の購入につきましては、8月20日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



建設業の安全衛生についてともに考え学ぶ2日間

第52回 全国建設業労働災害防止大会

in 大阪

会場 大阪国際会議場
[グランキューブ大阪]

開催日 平成27年 **9月10日(木)・11日(金)**

参加券 7,500円

申込先 最寄りの建災防都道府県支部・本部業務部



総合集会(初日)

専門部会(2日目)

13時15分～16時30分(開場10時30分)
メインホール・イベントホールE 他

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 講演
- 厚生労働省講演
- アトラクション

総合集会講演

揺れ動く内外情勢とこれからの政局

時事通信社解説委員

たざき しろう

田崎 史郎

8時50分～16時00分(開場8時30分)

- 建設部会 会議室1003
- 土木部会 会議室1001-1002
- 安全衛生教育部会 イベントホールE
- 住宅部会 特別会議場
- コスモス部会 会議室1009
- 安全衛生相談コーナー

専門部会講演

安全の理念と技術の流れ

明治大学 名誉教授・工学博士

むかいどの まさお

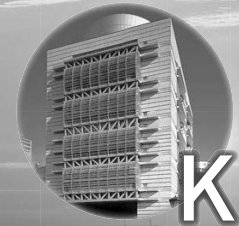
向殿 政男



S



A



K



A

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会等も両日開催

同時開催 ●安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会 ●建災防図書等販売コーナー

イベントホールA～D (初日) 10時30分～17時00分 (2日目) 9時00分～16時00分

お問い合わせ：建設業労働災害防止協会 業務部

TEL：03-3453-8201 FAX：03-3456-2458

火薬協会



1. 平成26年度産業火薬類の製造中・消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会平成26年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

No.	事故の概要	推 定 原 因
1	平成 26 年 4 月 3 日午前 9 時 20 分頃、工業雷管を製造するため、起爆薬（爆粉）をプレス機で圧搾中、圧搾していた工業雷管 100 本すべてが同時に爆発した。プレス機は防爆壁に囲まれた場所に設置されており、作業者は当該防爆壁の外で操作していた。	爆粉を圧搾する前の内管振込工程と内管嵌入工程、及び爆粉圧搾前に内管なしが見逃され、爆粉を圧搾する際、100 本中の 1 本に内管が嵌入されていない状態で圧搾されたため、圧搾機と雷管体との隙間（最大 0.2mm）に DDNP（粒子径 0.1 ～ 0.7mm）が噛みこまれ摩擦により発火し、隣接する工業雷管が殉爆した。 問題点 ① 点火作業は、工程毎に各作業者が行うことになっているが、作業標準書には確認する場所、項目、方法等の具体的な記述が無かった。 ② 工室が暗く、内管が見えにくい状態で作業を行っていた。
2	平成 26 年 7 月 18 日午前 10 時 43 分頃、岩石採取のため発破を行ったが、その後、発破位置から直線距離で 200m 以上離れた隣地のみかん園主が周辺を確認したところ、飛石と思われる石 3 個が発見された。	装薬中心から、切羽上部までの距離（最小抵抗線）が十分であっても、岩盤に脆弱な部分（断層）があれば、切羽上部から飛石が発生する可能性は否定できない。 しかし、点火の瞬間、保安責任者（点火者）は、重機の陰に隠れており、実際に飛石の発生を確認をした訳ではない。 なお、発破設計では、特段飛石が発生するとは考えにくい。
3	平成 26 年 7 月 30 日午後 3 時 10 分頃、火薬店の火薬廃棄場所において、電気雷管の爆発廃棄をするために、廃棄予定の電気雷管（70 本）の補助母線を発破器の近くに置いていた次回廃棄予定の電気雷管（10 本）の脚線と取り違えて発破器に接続し点火したところ、次回廃棄予定の電気雷管（10 本）が爆発した。 さらに、爆発した電気雷管の付近にあった発破器に接続していない電気雷管 4 本が殉爆した。 そのため、点火者及び点火者付近にいた 2 名が電気雷管の破片で負傷した。	① 補助母線の脚線（赤・白）と次回廃棄予定の電気雷管の脚線（赤・白）が似通っていたため、間違えて発破器に接続した。 ② 廃棄すべき火薬類の準備をする作業台で点火作業をしたため、人的被害が生じた。 対 策 ① 発破器に接続する際は、補助母線ではなく正規の発破母線を使う。 ② 点火作業台と準備作業台を明確に区分し、廃棄する火薬類と準備中の火薬類を分けて管理する。（次回廃棄予定の火薬類は、火薬運搬箱等の容器に入れておく。） ③ 点火作業に入る前に、回路の全抵抗を測定し、異常がないことを確認して点火する。 ④ 廃棄作業といえども、消費に関する技術基準を遵守する。 ⑤ 廃棄作業マニュアル（手順書）を作成し、従業員に対する保安教育を徹底する。



2. 火薬類取扱場所におけるテロ対策の強化について

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官からの通知に基づき、関係事業所には宮崎県消防保安課長から、火薬類の保安管理に万全を期すよう協力依頼文が発出されていますが、下記の事項を有効に機能させて、自主警備体制の強化をお願いします。

- (1) 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の措置及び施錠等の実施
- (2) 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- (3) 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- (4) 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡視点検
- (5) 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- (6) 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

3. 火薬類取扱保安責任者試験受験準備講習会の申し込み期限について

7月16日(木)・17日(金)開催の受験準備講習会の申し込み期限が**7月9日必着**になっていますので希望者は、期限内の申し込みをお願いします。(期限後の申し込みについては、直接保安協会に電話をして下さい。)

- ・ 会 場 宮崎県建設会館 5 F
- ・ 講習時間 両日とも9:00～16:30
- ・ 講習料 会員 14,100円 非会員 17,100円

(講習料は、テキスト込の料金ですので、事前に講習テキスト【平成27年度版完全対策】を購入されている方は、3,100円を差し引いた金額になります。)

4. 講習会の日程について

保安手帳・従事者手帳の受講期限日を確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。平成27年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
8月 6日	木	高 千 穂 町	高 千 穂 建 設 会 館	13:00～17:00
8月27日	木	日 南 市	日 南 建 設 会 館	
9月17日	木	延 岡 市	延 岡 建 設 会 館	
10月22日	木	日 向 市	日 向 建 設 会 館	
11月 5日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	
12月10日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
12月10日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成27年度	160	▲38.0%	6,223	▲34.6%	342	▲36.0%	12,871	▲49.7%
平成26年度	258	▲30.3%	9,522	▲56.9%	534	▲14.1%	25,572	▲29.4%
平成25年度	370	81.4%	22,074	174.9%	622	63.3%	36,207	75.8%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

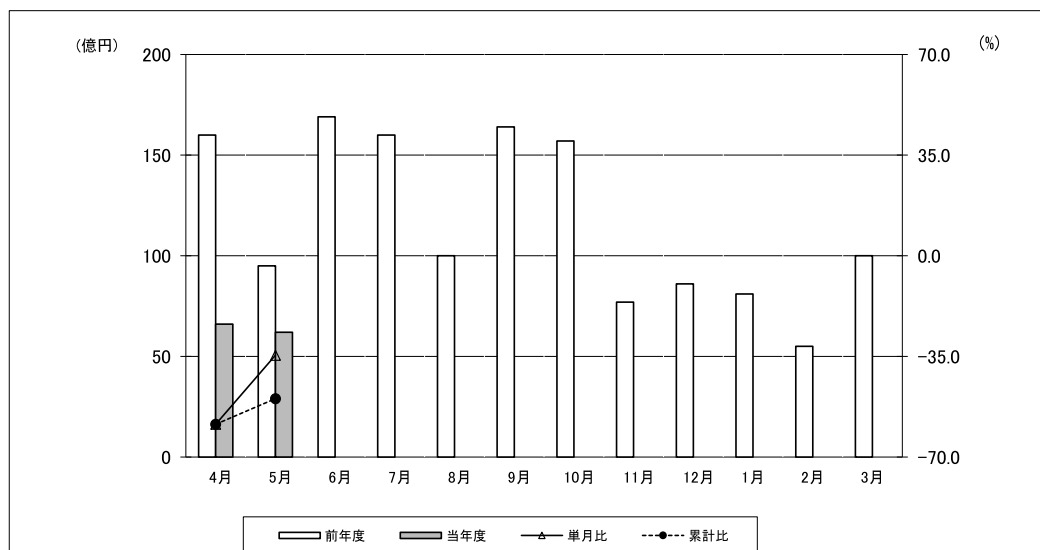
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	21	0.0%	2,718	▲27.9%	28	▲20.0%	3,242	▲30.8%
独立行政法人等	1	▲66.7%	785	203.7%	1	▲85.7%	1,131	40.5%
県	37	▲47.1%	1,007	▲2.8%	135	▲41.6%	4,231	▲36.3%
市町村	99	▲39.6%	1,539	▲65.4%	174	▲32.6%	3,830	▲69.5%
その他	2	<	171	<	4	33.3%	437	▲49.5%
計	160	▲38.0%	6,223	▲34.6%	342	▲36.0%	12,871	▲49.7%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	29	▲23.7%	1,505	30.1%	66	▲26.7%	3,367	25.9%
日 南	8	▲27.3%	215	▲70.0%	18	▲25.0%	393	▲59.1%
串 間	6	▲25.0%	162	▲30.7%	17	6.3%	218	▲45.7%
都 城	13	▲68.3%	779	▲26.9%	31	▲55.7%	2,402	▲51.0%
小 林	22	▲45.0%	497	▲54.3%	45	▲31.8%	753	▲51.9%
高 岡	6	▲71.4%	132	▲55.2%	9	▲66.7%	160	▲62.6%
西 都	18	100.0%	767	▲4.8%	31	▲8.8%	1,598	▲37.4%
高 鍋	7	▲50.0%	291	▲76.2%	15	▲46.4%	422	▲79.0%
日 向	21	▲48.8%	605	3.5%	45	▲50.5%	1,099	▲41.7%
延 岡	19	▲24.0%	716	▲67.5%	42	▲25.0%	1,401	▲78.1%
西臼杵	11	10.0%	549	272.2%	23	▲28.1%	1,054	▲40.7%
計	160	▲38.0%	6,223	▲34.6%	342	▲36.0%	12,871	▲49.7%

< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**今年度より、宮崎県をはじめ県内全ての市町村で
中間前払金をご利用いただけるようになりました。
ぜひご利用ください！**

工事代金の2割が、当初の前払金に加えて受け取れる制度です。

⇒前払金は最大で工事代金の**6割**に！

POINT！

中間前払金 1000 万円なら、
保証料は 6500 円
⇒金融機関の利息よりも
はるかに**安い！**

<中間前払金のメリット>

- ① **現場をストップさせる必要なし！**
- ② **全額現金で払出OK！**
- ③ **保証料率は一律0.065%**

手間なく

便利で

安い！

<制度採用状況> **宮崎県、宮崎県内全市町村、国土交通省、農林水産省等**
※対象条件は発注者によって異なります。詳細は当社までお問い合わせください。

<請求可能要件> ■ **工期の2分の1を経過していること**
■ **工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が概ね行われていること**
■ **当該工事で完了した作業にかかる経費が工事代金の2分の1以上であること**

<保証申込時に必要な書類> ① **保証申込書** ② **使途内訳明細書** ③ **認定調書（通知書）の写し**

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 **TEL 0985-24-5656/FAX 0985-20-1167**

ホームページ <http://www.wjcs.net/chukan/index.html>

平成27年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成27年5月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	12	274,151	▲7.7%	▲49.9%
宮崎市	4	59,471	0.0%	▲74.8%
都城市	1	87,642	<	<
小林市	1	25,866	<	<
計	18	447,130	▲18.2%	▲50.8%

建設業福祉共済団からのお知らせ

1. 建設共済保険加入促進に向けて！！

共済団は、厚生労働省と国土交通省の両省より「特定保険業」の認可を取得し、平成25年4月1日から、公益財団法人として、従来の共済制度と同様の「建設共済保険」を開始しております。

本年も引き続き、建設共済保険制度の安定運営が行えるように一層の普及を図ることとしております。

当制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償」から構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も備えた制度です。

保険料が 更にお安くなりました！

年間完成工事高契約&甲型共同企業体契約の
無事故割引率を2割アップし、保険料のご負担を軽減しました。

平成27年4月1日以降に新規でご契約いただく際に適用されます。
既契約者様につきましては、平成27年度の契約を更新される際に適用されます。

【旧】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	10%	20%	30%	40%	50%	60%

無事故割引率が従来より2割アップ(1.2倍)

【新】

完工高	2億円未満	2億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
割引率	12%	24%	36%	48%	60%	72%

保険料計算例（保険金区分合計2,000万円）

完工高：土木一式工事5億円の場合

無事故割引率 年間保険料
【旧】30% ⇒ 266,000円
【新】36% ⇒ 243,200円

**22,800円も
お安くなりました。**

《建設共済保険 年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場は除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。経営事項審査において加点評価されることもあり2万4千社を超える事業所が加入しています。まだ、建設共済保険に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い
- 元請・下請問わず無記名で補償
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い
- 企業の諸費用部分も補償
- 事業主（保険契約者）への速やかな支払い
- 経営事項審査において15点の加点

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（一社）宮崎県建設業協会

TEL 0985-27-7171

（公財）建設業福祉共済団

TEL 03-3591-8451

2. 育英奨学金前期分 26,016,000 円、214 名に給付!!

《前期分 214 名に給付》

共済団は 6 月 19 日、平成 27 年度の育英奨学金の前期分（平成 27 年 4 月～9 月まで）として要保育児 13 名、小学生 48 名、中学生 47 名、高校生 61 名、大学生等 45 名の計 214 名に対し 26,016,000 円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子 10 名（中学生 3 名、高校生 2 名、大学生等 5 名）も対象として、1,674,000 円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は 7,329 人、累計給付額は 13 億 6,857 万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・ 要保育児……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 小 学 生……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 中 学 生……月額	16,000 円	年額	192,000 円
・ 高 校 生……月額	18,000 円	年額	216,000 円
・ 大学生等……月額	39,000 円	年額	468,000 円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付けておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（一社）宮崎県建設業協会	TEL 0985-27-7171
（公財）建設業福祉共済団	TEL 03-3591-8451

公益財団の

平成27年4月から
無事故割引率が**2割**拡大しました!

建設共済保険

法定外労災補償制度

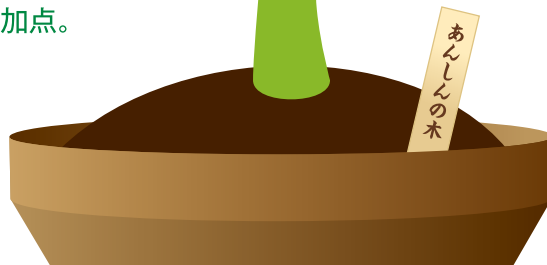
充実した制度で



保険料が安い



- 建設業界による自主的な共済保険で保険料が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの保険契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(保険契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



公益財団法人 **建設業福祉共済団**

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済保険」の他にも、
次のような事業を行っています。

〔育英奨学事業〕

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不
要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは **Tel.03-3591-8451**

建設共済保険

検索